

第九十七回国会 大蔵委員會議録第一号

本国会召集日(昭和五十七年十一月二十六日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 森 喜朗君
理事 大原 一三君 理事 粕谷 茂君
理事 中西 啓介君 理事 中村正三郎君
理事 伊藤 茂君 理事 沢田 広君
理事 鳥居 一雄君 理事 和田 耕作君
相沢 英之君 理事 麻生 太郎君
今枝 敬雄君 木村武千代君
熊川 次男君 小泉純一郎君
笹山 登生君 椎名 素夫君
白川 勝彦君 平泉 涉君
平沼 越夫君 藤井 勝志君
毛利 松平君 森田 一君
柳沢 伯夫君 山中 貞則君
山本 幸雄君 与謝野 馨君
大島 弘君 佐藤 観樹君
塚田 庄平君 戸田 菊雄君
野口 幸一君 平林 剛君
堀 昌雄君 柴田 弘君
正木 良明君 玉置 一弥君
正森 成二君 養輪 幸代君
小杉 隆君

昭和五十七年十二月十五日(水曜日) 午後一時四十三分開議

出席委員

- 委員長 森 喜朗君
理事 大原 一三君 理事 粕谷 茂君
理事 中西 啓介君 理事 中村正三郎君
理事 伊藤 茂君 理事 沢田 広君
理事 鳥居 一雄君 理事 和田 耕作君
片岡 清一君 理事 木村武千代君
椎名 素夫君 白川 勝彦君

- 玉沢徳一郎君 平泉 涉君
平沼 越夫君 保利 耕輔君
森田 一君 山崎武三郎君
戸田 菊雄君 野口 幸一君
柴田 弘君 渡部 一郎君
玉置 一弥君 正森 成二君
養輪 幸代君 小杉 隆君

- 出席國務大臣 大蔵 大臣 竹下 登君
出席政府委員 大蔵政務次官 塚原 俊平君
大蔵政務次官 遠藤 政夫君
大蔵省主計局次長 窪田 弘君

- 委員外の出席者 大蔵委員会調査室長 大内 宏君

- 委員の異動 十一月二十六日 正木 良明君 補欠選任 渡部 一郎君
同月二十七日 相沢 英之君 補欠選任 田澤 吉郎君
熊川 次男君 山崎武三郎君
山中 貞則君 田中 龍夫君
山本 幸雄君 伊藤宗一郎君

- 十二月六日 田中 龍夫君 補欠選任 塩川正十郎君
同月十五日 今枝 敬雄君 補欠選任 片岡 清一君
笹山 登生君 保利 耕輔君

- 同日 田澤 吉郎君 玉沢徳一郎君
片岡 清一君 今枝 敬雄君
玉沢徳一郎君 田澤 吉郎君
保利 耕輔君 笹山 登生君

十一月二十六日 所得税の物価調整制度に関する法律案(堀昌雄君外八名提出、第九十六回国会衆法第三号)
所得税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(山中貞則君外四名提出、第九十六回国会衆法第三九号)
十二月十四日 昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出第一号)

は本委員会に付託された。
十一月二十七日 所得税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(第九十六回国会衆法第三九号)の提出者「山中貞則君外四名」は「大原一三君外三名」に訂正された。
十二月九日 申告納税制度の改悪反対等に関する請願(正森成二君紹介)

- 成二君紹介(第一号)
同(安藤藤君紹介)(第九八八号)
同(浦井洋君紹介)(第九九号)
同(中路雅弘君紹介)(第一〇〇号)
同(中路雅弘君紹介)(第一〇〇号)
同(小川国彦君紹介)(第三〇号)
同(横山利秋君紹介)(第三六号)
同(安藤藤君紹介)(第一〇一号)
同(浦井洋君紹介)(第一〇二号)

- 同(中路雅弘君紹介)(第一〇三号)
不公平税制の是正、所得税等の減税に関する請願(下平正一君紹介)(第二九号)
みなし法人課税制度の期限延長に関する請願(池田淳君紹介)(第七〇号)
同(石川要三君紹介)(第七一号)
同外二件(石原慎太郎君紹介)(第七二号)
同外一件(稻村佐近四郎君紹介)(第七三号)
同外一件(今井勇君紹介)(第七四号)
同(上村千一郎君紹介)(第七五号)
同外一件(越智通雄君紹介)(第七六号)
同外二件(大塚雄司君紹介)(第七七号)
同外一件(奥田敬和君紹介)(第七八号)
同(鹿野道彦君紹介)(第七九号)
同外二件(粕谷茂君紹介)(第八〇号)
同外二件(唐沢俊二郎君紹介)(第八一号)
同(北村義和君紹介)(第八二号)
同(木村俊夫君紹介)(第八三号)
同(桑谷誠君紹介)(第八四号)
同(田原隆君紹介)(第八五号)
同外一件(田村良平君紹介)(第八六号)
同(泰道三八君紹介)(第八七号)
同(中川一郎君紹介)(第八八号)
同(畑英次郎君紹介)(第八九号)
同外九件(原健三郎君紹介)(第九〇号)
同外三件(平泉涉君紹介)(第九一号)
同外一件(武藤嘉文君紹介)(第九二号)
同外一件(栗山明君紹介)(第九三号)
同(森田一君紹介)(第九四号)
同(森山欽司君紹介)(第九五号)
同(山下徳夫君紹介)(第九六号)
同(渡辺栄一君紹介)(第九七号)

- 同(渡辺栄一君紹介)(第九七号)
同月十日 申告納税制度の改悪反対等に関する請願(小川国彦君紹介)(第一七〇号)

同(田口一男君紹介)(第一七二号)
 同(堀島雄君紹介)(第一七二号)
 同(横山利秋君紹介)(第一七三号)
 医業税制の確立に関する請願(嶋崎讓君紹介)(第一七四号)
 同(堀島雄君紹介)(第一七五号)
 同(伊藤茂君紹介)(第一三五五号)
 みなし法人課税制度の期限延長に関する請願(石川要三君紹介)(第一七六号)
 同外二件(小澤潔君紹介)(第一七七号)
 同外一件(大原一三君紹介)(第一七八号)
 同(鯨岡兵輔君紹介)(第一七九号)
 同外一件(三枝三郎君紹介)(第一八〇号)
 同外二件(羽田孜君紹介)(第一八一号)
 同(秋田大助君紹介)(第一三六号)
 同(甘利正君紹介)(第一三七七号)
 同外一件(今枝敬雄君紹介)(第一三三八号)
 同(金丸信君紹介)(第一三九号)
 同外一件(亀井善之君紹介)(第一四〇号)
 同(木下敬之助君紹介)(第一四一号)
 同外一件(佐野嘉吉君紹介)(第一四二号)
 同(笹山登生君紹介)(第一四三三号)
 同外一件(中村靖君紹介)(第一四四号)
 同(灘尾弘吉君紹介)(第一四五号)
 同(藤本孝雄君紹介)(第一四六号)
 同外三件(鳩山邦夫君紹介)(第一四七号)
 同外一件(古屋亨君紹介)(第一四八号)
 同(森喜朗君紹介)(第一四九号)
 同(森下元晴君紹介)(第一五〇号)
 同(与謝野馨君紹介)(第一五一号)
 同月十一日
 大幅減税、申告納税制度改悪反対等に関する請願(安藤藤君紹介)(第一五八号)
 同(岩佐憲美君紹介)(第一五九号)
 同(浦井洋君紹介)(第一六〇号)
 同(小沢和秋君紹介)(第一六一号)
 同(金子満広君紹介)(第一六二号)
 同(栗田翠君紹介)(第一六三三号)
 同(小林政子君紹介)(第一六四号)

同(柳利夫君紹介)(第三六五号)
 同(瀬崎博義君紹介)(第三六六号)
 同(瀬長重次郎君紹介)(第三六七号)
 同(辻第一君紹介)(第三六八号)
 同(寺前巖君紹介)(第三六九号)
 同(中路雅弘君紹介)(第三七〇号)
 同(中島武敏君紹介)(第三七一七号)
 同(野間友一君紹介)(第三七二二号)
 同(林百郎君紹介)(第三七三三号)
 同(東中光雄君紹介)(第三七四号)
 同(不破哲三君紹介)(第三七五号)
 同(藤田スミ君紹介)(第三七六号)
 同(藤原ひろ子君紹介)(第三七七七号)
 同(正森成二君紹介)(第三七八号)
 同(松本善明君紹介)(第三七九号)
 同(三浦久君紹介)(第三八〇号)
 同(三谷秀治君紹介)(第三八一八号)
 同(義輪幸代君紹介)(第三八二二号)
 同(村上弘君紹介)(第三八三三号)
 同(山原健二郎君紹介)(第三八四号)
 同(四ツ谷光子君紹介)(第三八五号)
 同(渡辺貢君紹介)(第三八六号)
 みなし法人課税制度の期限延長に関する請願外三件(天野公義君紹介)(第四二七号)
 同(天野光晴君紹介)(第四二八号)
 同(浦野休興君紹介)(第四二九号)
 同(大石千八君紹介)(第四三〇号)
 同(北口博君紹介)(第四三一七号)
 同(小泉純一郎君紹介)(第四三二二号)
 同(小山長規君紹介)(第四三三三号)
 同(渡谷直藏君紹介)(第四三四号)
 同(竹中修一君紹介)(第四三五号)
 同(丹羽雄哉君紹介)(第四三六号)
 同外一件(吹田愧君紹介)(第四三七七号)
 同(松永光君紹介)(第四三八八号)
 同(三ツ林弥太郎君紹介)(第四三九九号)
 同外一件(安田貴六君紹介)(第四四〇号)
 同月十三日
 納税者の記帳義務法制化反対等に関する請願外

一件(水田穂君紹介)(第五二六号)
 同(岩佐憲美君紹介)(第五二八号)
 同(金子満広君紹介)(第五二九号)
 同(小林政子君紹介)(第五三〇号)
 同(中路雅弘君紹介)(第五六一号)
 同(中島武敏君紹介)(第五六二号)
 同(不破哲三君紹介)(第五六三三号)
 同(正森成二君紹介)(第五六四号)
 同(松本善明君紹介)(第五六五号)
 同(義輪幸代君紹介)(第五六六号)
 同(渡辺貢君紹介)(第五六七七号)
 みなし法人課税制度の期限延長に関する請願(伊東正義君紹介)(第五二七号)
 同(加藤敏一君紹介)(第五二八号)
 同(片岡清一君紹介)(第五二九号)
 同(相沢英之君紹介)(第五三〇号)
 同(小沢清孝君紹介)(第五三四号)
 同(狩野明男君紹介)(第五三五号)
 同(田澤吉郎君紹介)(第五五六号)
 同(戸沢政方君紹介)(第五五七号)
 同(石原慎太郎君紹介)(第五五八号)
 同(田中龍夫君紹介)(第五五九号)
 たばこ及び塩専売制度の存続に関する請願(近藤元次君紹介)(第六五一号)
 医業税制の確立に関する請願(佐藤観樹君紹介)(第六五二号)
 公立高校用地確保のため筑波移転地払い下げ等に関する請願(和田耕作君紹介)(第七四九号)
 同月十四日
 大企業優遇税制の是正等に関する請願(岩佐憲美君紹介)(第八七三三号)
 同(浦井洋君紹介)(第八七四号)
 同(金子満広君紹介)(第八七五号)
 同(柳利夫君紹介)(第八七六号)
 同(正森成二君紹介)(第八七七号)
 同(野間友一君紹介)(第八七八号)
 同(渡辺貢君紹介)(第八七九号)
 南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属の処遇改善に関する請願(川崎二郎君紹介)(第八八〇号)

〇号)
 同(三原朝雄君紹介)(第八八一号)
 同(山崎武三郎君紹介)(第八八二二号)
 同(江藤隆美君紹介)(第八八三三号)
 同(奥野誠亮君紹介)(第八八四四号)
 同(堀之内久男君紹介)(第八八五五号)
 同(森下元晴君紹介)(第八八六六号)
 公立高校用地確保のため筑波移転地払い下げ等に関する請願(柿澤弘治君紹介)(第八八三三号)
 同(菅直人君紹介)(第八八四七号)
 同(菅直人君紹介)(第八八四八号)
 みなし法人課税制度の期限延長に関する請願(福永健司君紹介)(第八八四四号)
 同(小坂徳三郎君紹介)(第八八五五号)
 同(住栄作君紹介)(第八八六六号)
 同外三件(高島修君紹介)(第八八七三三号)
 同(竹内黎一君紹介)(第八八八四号)
 同(水平豊彦君紹介)(第八八九五号)
 同(森清君紹介)(第八八九六号)
 は本委員会に付託された。
 十二月十四日
 昭和五十八年度税制改正に関する陳情書外三件(東京都千代田区丸の内三の二の二東京商工会議所会頭(水野重雄外三名)(第二九号)
 白色事業所得者の記帳義務法制化反対に関する陳情書(岡山県小田郡矢掛町議会議長(小庭頼市)(第三〇号)
 たばこ・塩専売制度存続に関する陳情書外五件(若手県九戸郡軽未町議会議長(中野徳松外五名)(第三一三三号)
 塩専売制度存続に関する陳情書(東大阪市議会議長(加茂健三)(第三二二二号)
 行財政改革推進のための昭和五十八年度政府予算編成に関する陳情書(名古屋市中区栄二の一〇の一九名古屋商工会議所会頭(竹田弘太郎)(第三三三三号)
 たばこ専売制度存続に関する陳情書外十三件(岡山県勝田郡奈義町議会議長(植月秀夫外十三

名(第三四号)

国有財産の市町村管理の明確化に関する陳情書(静岡県市議会議長会会長沼津市議会議長一杉健一)(第三五号)

地方道路譲渡と税及び自動車重量税と税の安定確保に関する陳情書(東北市議会議長会会長山形市議会議長石山孫六)(第三六号)

中小企業承継税制の創設に関する陳情書外十二件(宮城県議会議長佐藤常之助外三十五名)(第三七号)

昭和五十八年度減税に関する陳情書外一件(東京都港区虎ノ門二の九の一六梅澤文夫外一名)(第三八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件
昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出第一号)

○森委員長 これより会議を開きます。

国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国の会計に関する事項

税制に関する事項

関税に関する事項

金融に関する事項

証券取引に関する事項

外国為替に関する事項

国有財産に関する事項

専売事業に関する事項

印刷事業に関する事項

造幣事業に関する事項

の各事項につきまして、今会期中中国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○森委員長 この際、今般新たに就任されました竹下大蔵大臣、塚原大蔵政務次官、遠藤大蔵政務次官より、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下國務大臣 今般はからずも大蔵大臣を拝命いたしました。

大蔵大臣の職は昭和五十五年七月以来二度目であり、その責任の重大なることを改めて痛感いたしております。今後、財政金融政策の運営に誤りなきよう、全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

今回提出いたしております昭和五十七年度補正予算におきましては、世界経済停滞の影響等による経済情勢の変化に伴い、租税及び印紙収入の減収が避けられない見通しとなりました。このため、約六兆一千億円を減額いたしました。このため、従来にも増して既定経費の節減、税外収入の確保等を行ったところであります。さらに、異例の措置として国家公務員の給与改定を見送るほか、国債費の定率繰り入れを停止することとしております。

が、なお、歳入不足額は約三兆四千億円となります。この歳入不足につきましては、特例公債の追加発行によって対処せざるを得ません。また、災害の早期復旧に要する経費につきましては、建設公債の発行によることとしております。なお、追加発行される公債につきましては、その円滑な消化に鋭意配慮してまいりたいと考えております。

一方、歳出につきましては、本年の災害に対する復旧事業費の追加、その他やむを得ない歳出の追加等の措置を講ずるとともに、既定経費の節減、地方交付税の減額等を行うこととしております。

政府といたしましては、これまで財政再建のため、歳入歳出両面にわたり得る限りの努力を盡してまいりましたが、さきに述べたように、税収の伸びも急激に鈍化し、財政は未曾有の困難に直面しております。昭和五十九年度に特例公債依存体質から脱却することはきわめてむずかしくなつたと云わなければなりません。

しかしながら、今後とも困難に憶することなく、財政再建のためにできる限りの措置を進めていく所存であります。

すなわち、昭和五十八年度予算におきましても、すでに、概算要求の段階で画期的なマイナスイーリングを採用し、要求額を大きく抑制してまいりました。予算編成に当たりましても、一般歳出を前年度同額にまで圧縮する方針で努力してまいり所存であります。また、歳入構造の合理化・適正化にも努めてまいり所存であります。

わが国経済は、諸外国と比べれば良好な実績を示しております。しかしながら、輸出の減少の影響もあり、生産・出荷には伸び悩みが見られます。このような情勢にかんがみ、先般、政府は、事業規模総額二兆円強の公共投資等の追加などを内容とする総合経済対策を決定いたしました。この対策の着実な実施により、わが国経済は内需を中心とした自律的回復への道を歩んでいくものと期待しております。

金融面では、今後とも引き続き適切かつ機動的な金融政策の運営に努めてまいり所存であります。また、これまでも引き続き努力を盡してまいり所存であります。

また、これまでの行き過ぎたドル高・円安は次第には正され、円高方向に改善されつつありますが、今後とも関係諸国とも密接な連絡を保ちつつ、円相場の一層の安定に努めてまいりたいと考えております。

本国会に提出いたしました大蔵省関係の法律案は、昭和五十七年度における国債整理基金に充て

るべき資金の繰入れの特例に関する法律案一件であります。その内容につきましては、改めて御説明することとなりますが、何とぞ、よろしく御審議のほどお願いする次第であります。

今後とも大蔵委員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。ごあいさついたします。(拍手)

○森委員長 塚原大蔵政務次官。○塚原政府委員 今般はからずも大蔵政務次官を拝命いたしました。職責の重大さをひしひしと痛感いたしました。微力ながら全力を傾けて職務の遂行に当たる所存でございます。よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。(拍手)

○森委員長 遠藤大蔵政務次官。○遠藤政府委員 このたびはからずも大蔵政務次官を拝命いたしました。財政情勢の厳しい折からでございます。浅学非才でございますが、職責の重大さを自覚いたしまして、最善の努力をいたしてまいり所存でございます。委員各位の御指導と御叱正をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○森委員長 次に、昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案を議題といたします。まず政府より提案理由の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(本号末尾に掲載)

○竹下國務大臣 ただいま議題となりました昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案につきまして、

提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
昭和五十七年度におきましては、租税及び印紙収入は、当初予算に対し六兆一千四百六十億円の減収となるが見込まれ、このため、従来にも増して既定経費の徹底した節減、税外収入の確保、追加財政需要の圧縮等を行つても、なお、多額の公債の追加発行が避けられない状況にあります。

しかしながら、公債の消化環境はきわめて厳しく、公債の追加発行額についても極力これを縮減し、市場の状況を勘案して消化可能な範囲にとどめる必要があります。

このような状況のもとで、当初予定した国債費の定率繰り入れ等を停止することとすれば、それだけ公債の追加発行額の縮減が可能となります。

他方、国債整理基金の資金繰りの状況をみますと、昭和五十七年度の公債の償還は、同基金にこれまで積み立てられた余裕金によつて対処可能であり、国債費の定率繰り入れ等を停止するとしても、公債の償還に支障はないものと見込まれております。

以上の状況にかんがみ、昭和五十七年度の国債費の定率繰り入れ等を停止することとし、このため、昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例に関する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

毎年度国債の元金の償還に充てるため国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、国債整理基金特別会計法第二条第二項に規定する前年度首国債総額の百分の一・六に相当する金額及び同法第二条ノ二第一項に規定する割引国債に係る発行価格差減額の年割り額に相当する金額とされておりますが、昭和五十七年度におきましては、これらの規定は適用しないこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいます。

昭和五十七年十二月十八日印刷

昭和五十七年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K

すようお願い申し上げます。

○森委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例に関する法律案

昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例に関する法律案

昭和五十七年度において、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち、国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和五十七年度における財政の困難な状況等にかんがみ、同年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。